条例の点検・見直しシート

					作成	年月	日			平成24	年6月29日	
条例の題名		二番連消防 火薬 高圧ガス及び番気間係毛		公	布 日		平成12年3月24日					
条例番号		平成12年三重県第	· 例第 14号		直近	改工	EΒ			平成21	年3月25日	
所管部局課		防災対策部消防・	保安課		電	舌 番	号			059	-224-2183	
条例の概要 地方自治法第228条の規定に基づき、県が徴い 関係の手数料について、必要な事項を定めるも				火薬	高圧ガス	又は電気	条例の 類型	委任型				
視点		項		目		回	答		検 討	内 容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥 性を有している。				妥当	はい		地方自治法第227条の規定により特定の者のためにする事務について手数料を徴収することができ、同法第228条の規定により手数料に関する事項は、条例で定めることが必要である。 消防、火薬、高圧ガス、電気関係の許認可や免状の交付等の必要な経費に充てるため手数料を徴収することが必要であることから、条例の目的は、妥当性を有している。				
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要 められる。				が認	はい				ついては、 地 条例での規	5方自治法 定が必要で	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。				l I。	はい						
	 規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。				いな	該当	なし					
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない (規則、要綱等 規定する余地はない。)。				等で	はい		地方自治法 定めることだ		規定に基づ る。	き、条例で	
	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。					はい		地方自治法	. 各関係政	冷		
適法性	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそ はない(近年の判例動向に適合している。)。				それ	はい						
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い はない。			違い	はい		1項ただしま 方法につい	の規定に	は地方自治疗 基づく標準式 は果証紙条例 食い違いはな	文令で、納付 により納付		
	条例の目	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている				はい		電気関係の	手数料に	、火薬、高原 ついて、必要 性は 団 られて	な事項を条	
有	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。					はい						
		条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価をst ことはない。			けた	はい						
		例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな3 められる。			障が	はい		を条例で定	めているも	現定により、 のであり、一 、果の行政は		
_	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であ て、廃止すべき規定はない。			っ	はい							
率		条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であ て、追加すべき規定はない。			っ	はい						
		る法令・条例との間に 夏はない。	- おいて、条例に	規定している	手段	はい						
	条例の執る。	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正 る。			であ	はい		納付される手数料は、消防、火薬、高圧ガス 電気関係の許認可や免状の交付等の必要な 経費として使用され、これらの事務処理につい ては、関係法令で定められており、効果及び ストの配分は適正と考える。				
公平性	条例の執	丸行による効果が一st	『の県民に限られ	ていない。		しいけ	રે	免状の交付	等の申請をに対する手	電気関係の 等を行う特定 数料の徴収		

	条例の執い。	執行に伴うコストの負担が一部の	D県民に限られていな	いいえ	免状のに行う	D交付	等の申請で 対する手	電気関係の 等を行う特定 数料の徴収	
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。			該当なし					
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。			はい					
点	改正・廃止の	理	曲	特	記	記 事	項	日本上に	有効期限
検・見								見直しに 関する規 定の有無	に関する 規定の有 無
直し結果	必要は ない。	がないと考える。						無	無